

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和2年2月25日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 3件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900089 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1900059 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成15年12月30日は27万3,000円及び平成16年3月31日は6万4,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月30日及び平成16年3月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年12月30日及び平成16年3月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年12月
② 平成16年3月

A社に勤務していた期間のうち、請求期間①及び②（以下「請求期間」という。）において賞与の支給があったのに、当該賞与に係る年金の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された支給控除項目一覧表（賞与）から、請求者は、請求期間において同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記一覧表により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は27万3,000円及び請求期間②は6万4,000円に訂正することが必要である。

さらに、請求期間の賞与支給日については、A社は、「請求期間当時の賞与支給日は定かではない。」旨を陳述しているところ、請求期間において同事業所に勤務していた同僚の賞与支給日は、当該同僚が提出した賞与振込口座に係る預金通帳から平成15年12月30日及び平成16年3月31日と確認できることから、請求期間①は平成15年12月30日、請求期間②は平成16年3月31日とすることが妥当である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、平成 15 年 12 月 30 日及び平成 16 年 3 月 31 日に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900092 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1900060 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における請求期間①から⑩までに係る標準賞与額を訂正することが必要である。当該期間の標準賞与額については、別表の第 1 欄のとおりとする。

上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間①から⑩までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における請求期間⑤から⑩までに係る標準賞与額を訂正することが必要である。当該期間の標準賞与額については、別表の第 2 欄のとおりとする。

上記訂正後の標準賞与額（上記 1 の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することとする。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 22 年 12 月 15 日
② 平成 23 年 7 月 20 日
③ 平成 24 年 12 月 21 日
④ 平成 25 年 7 月 19 日
⑤ 平成 25 年 12 月 25 日
⑥ 平成 26 年 7 月 25 日
⑦ 平成 26 年 12 月 29 日
⑧ 平成 27 年 7 月 25 日
⑨ 平成 27 年 12 月 25 日
⑩ 平成 28 年 8 月 20 日
⑪ 平成 28 年 12 月 27 日

請求期間①から⑩までにおいて、A 社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料も控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該賞与に係る標準賞与額の記録が

無いので、調査の上、当該期間に係る標準賞与額の記録を訂正し、将来の年金額に反映してほしい。

また、年金額に反映しなくても、賞与の支払事実在即した記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求者が提出した賞与明細書により、請求者は、請求期間①から⑩までにおいて、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から④までに係る標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる賞与額から、請求期間⑤から⑩までに係る標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、それぞれ別表の第1欄のとおりとすることが必要である。

なお、請求期間①から⑩までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間について、請求者は、年金額に反映しないとしても賞与の支払事実在即した標準賞与額への訂正を併せて求めているところ、請求期間⑤から⑩までについて、上記賞与明細書により確認できる賞与額から、請求者のA社における当該期間の標準賞与額を別表の第2欄のとおりに訂正することが必要である。

なお、請求期間⑤から⑩までの訂正後の標準賞与額（上記1の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することとする。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900092 号

厚生局事案番号：中国四国（受）第 1900060 号

請求期間	訂正期間	第 1 欄	第 2 欄
		厚生年金特例法 訂正後の標準賞与額	厚生年金保険法（75 条本文） 訂正後の標準賞与額
①	平成 22 年 12 月 15 日	25 万 6,000 円	—
②	平成 23 年 7 月 20 日	25 万 6,000 円	—
③	平成 24 年 12 月 21 日	25 万 6,000 円	—
④	平成 25 年 7 月 19 日	25 万 6,000 円	—
⑤	平成 25 年 12 月 25 日	25 万 5,000 円	25 万 8,000 円
⑥	平成 26 年 7 月 25 日	25 万 5,000 円	25 万 8,000 円
⑦	平成 26 年 12 月 29 日	25 万円	25 万 8,000 円
⑧	平成 27 年 7 月 25 日	25 万円	25 万 8,000 円
⑨	平成 27 年 12 月 25 日	24 万 5,000 円	25 万 8,000 円
⑩	平成 28 年 8 月 20 日	24 万 5,000 円	25 万 8,000 円
⑪	平成 28 年 12 月 27 日	24 万円	25 万 8,000 円

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900077 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1900007 号

第 1 結論

平成 11 年 1 月 16 日から同年 2 月 1 日までの請求期間及び平成 13 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 11 年 1 月 16 日から同年 2 月 1 日まで
② 平成 13 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

請求期間①及び②（以下「請求期間」という。）については、転職した際、自身では国民年金の手続は行っていないが、社会保険事務所（当時）から国民年金保険料を納付するようにと電話がかかってきたので、請求期間に係る夫婦二人分の保険料を納付したのに、未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間について、請求者は、「転職した際、自身では国民年金の手続は行っていないが、社会保険事務所から国民年金保険料を納付するようにと電話がかかってきたので、請求期間に係る夫婦二人分の保険料を納付した。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者の請求期間①に係る国民年金被保険者種別変更（第 2 号被保険者から第 1 号被保険者）の処理は平成 11 年 6 月 21 日に行われていることが確認できることから、当該処理日の時点において、請求期間①の国民年金保険料は過年度保険料となることから、社会保険事務所において納付することとなるが、日本年金機構 A 広域事務センターは、「国民年金保険料未納者への電話による納付督促の開始時期は、平成 14 年 6 月以降であり、請求期間①当時、社会保険事務所においては実施していなかった。」旨を回答している。

また、オンライン記録によると、請求者及びその妻の請求期間に係る国民年金保険料は未納と記録されている上、請求者の請求期間②に係る国民年金被保険者種別変更（第 2 号被保険者から第 1 号被保険者）の処理は平成 14 年 4 月 8 日に行われているが、請求者の妻の請求期間②に係る種別変更（第 3 号被保険者から第 1 号被保険者）

の処理は平成 25 年 11 月 6 日に行われていることが確認でき、夫婦二人分の保険料を一緒に納付したとする請求者の主張と一致しない。

さらに、請求者は、「請求期間に係る国民年金保険料を金融機関（B 銀行、C 銀行又は D 銀行）において納付した。」と主張しているが、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付したとする複数の金融機関は、いずれも当該期間に係る保険料納付の状況等を確認できる資料については、保存年限が経過しており確認することができないとしている。

加えて、請求期間は、基礎年金番号が導入された平成 9 年 1 月以降であり、事務処理の機械化が促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることから、年金記録の過誤は考え難い。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900093 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1900008 号

第 1 結論

平成 11 年 1 月 16 日から同年 2 月 1 日までの請求期間及び平成 13 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 11 年 1 月 16 日から同年 2 月 1 日まで
② 平成 13 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

請求期間①及び②（以下「請求期間」という。）については、社会保険事務所（当時）から国民年金保険料を納付するようにと電話がかかってきたので、夫が請求期間に係る夫婦二人分の保険料を納付したのに、請求期間が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間について、請求者は、「国民年金保険料を納付するようにと電話がかかってきたので、夫が請求期間に係る夫婦二人分の保険料を納付した。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者の請求期間①に係る国民年金保険料は未納と記録されている上、夫婦二人分の保険料を納付したとする請求者の夫も、請求期間に係る保険料は未納と記録されている。

また、オンライン記録によると、請求者の請求期間②に係る国民年金被保険者種別変更（第 3 号被保険者から第 1 号被保険者）の処理は平成 25 年 11 月 6 日に行われていることから、請求者の夫が平成 13 年 8 月 31 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことにより、第 3 号被保険者ではなくなったにもかかわらず、当該種別変更の処理日まで切替えの届出が行われておらず、当該処理日の時点で、請求期間②に係る国民年金保険料は時効により納付することができない。

なお、請求期間②は、時効消滅不整合期間として国民年金保険料の未納期間とされていたところ、請求者が令和元年 9 月 26 日付けで「時効消滅不整合期間にかかる特定期間該当届」を提出したことにより、現在は特定期間として記録されている。

さらに、オンライン記録によると、請求者の夫の請求期間②に係る国民年金被保険者種別変更（第2号被保険者から第1号被保険者）の処理は平成14年4月8日に行われていることが確認でき、夫婦二人分の保険料を一緒に納付したとする請求者の主張と一致しない。

加えて、オンライン記録によると、請求者の請求期間①に係る国民年金被保険者種別変更（第3号被保険者から第1号被保険者）の処理は平成11年6月24日に行われていることが確認できることから、当該処理日の時点において、請求期間①の国民年金保険料は過年度保険料となることから、社会保険事務所において納付することとなるが、日本年金機構A広域事務センターは、「国民年金保険料未納者への電話による納付督促の開始時期は、平成14年6月以降であり、請求期間①当時、社会保険事務所においては実施していなかった。」旨を回答している。

その上、請求者の夫は、「請求期間に係る国民年金保険料を金融機関（B銀行、C銀行又はD銀行）において納付した。」と陳述しているが、請求者の夫が請求期間に係る国民年金保険料を納付したとする複数の金融機関は、いずれも当該期間に係る保険料納付の状況等を確認できる資料については、保存年限が経過しており確認することができないとしている。

また、請求期間は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降であり、事務処理の機械化が促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることから、年金記録の過誤は考え難い。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900100 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1900009 号

第 1 結論

昭和 63 年*月から平成 3 年 2 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 63 年*月から平成 3 年 2 月まで

私は、請求期間当時、学生であったが、20 歳になった昭和 63 年*月頃、国民年金保険料の振込用紙が当時住んでいた A 市内のアパートに郵送されてきたので、請求期間に係る国民年金保険料を納付したのに、請求期間が未加入期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間について、「20 歳になった昭和 63 年*月頃、国民年金保険料の振込用紙が郵送されてきたので、請求期間に係る国民年金保険料を納付した。」と主張しているが、請求者の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録から、平成 4 年 9 月頃に A 市で払い出されたと推認でき、この頃に加入手続きが行われたと考えられ、請求者の主張する加入時期と相違する上、オンライン記録による氏名検索を行っても、請求者に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、A 市が管理した請求者に係る国民年金被保険者名簿によると、資格取得年月日は平成 4 年 8 月 12 日と記載されており、当該取得年月日はオンライン記録と一致していることから、請求期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、国民年金保険料を納付することができない期間となる。

さらに、請求者は、「納付した国民年金の保険料額は 1 万円前後であった。」と主張しているが、請求期間当時の国民年金の保険料額（7,700 円から 8,400 円まで）と相違する。

なお、オンライン記録によると、請求者は、平成 4 年 8 月から平成 7 年 3 月まで国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できるところ、当該期間の保険料額は 9,700 円から 11,100 円までである。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。